

道路の位置の指定基準について（新旧対照）

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">建第 139 号 平成10年4月20日 静岡県都市住宅部長</p> <p style="text-align: center;">道路の位置の指定基準について</p> <p>第1 目的 ～ 第8 排水施設 (略)</p> <p>(袋路状道路) 第9 袋路状道路は、敷地が河川、がけ地等に接し、指定道路を延長することが不可能な場合を除き、原則としてその終端を敷地境まで延長しなければならない。</p> <p>(指定道路内の通行) 第10 指定道路内は、通行に支障のないようにしなければならない。 なお、通行に支障がある場合には、指定は行われぬものとする。</p> <p>(安全施設) 第11 指定道路が屈曲、がけ等の存する通行上危険を伴うおそれのある個所、又は雪崩、落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある個所には、ガードレール、さく、擁壁等の適当な防護施設を設けなければならない。</p> <p>(附則) この基準は昭和48年9月1日から施行する。</p> <p>(附則) この基準は平成10年5月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: right;">住 安 第 1050 号 令和4年7月29日 静岡県くらし・環境部長</p> <p style="text-align: center;">道路の位置の指定基準について</p> <p>第1 目的 ～ 第8 排水施設 (略)</p> <p>(袋路状道路) 第9 (削除)</p> <p>(指定道路内の通行) 第9 指定道路内は、通行に支障のないようにしなければならない。 なお、通行に支障がある場合には、指定は行われぬものとする。</p> <p>(安全施設) 第10 指定道路が屈曲、がけ等の存する通行上危険を伴うおそれのある個所、又は雪崩、落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある個所には、ガードレール、さく、擁壁等の適当な防護施設を設けなければならない。</p> <p>(附則) この基準は昭和48年9月1日から施行する。</p> <p>(附則) この基準は平成10年5月1日から施行する。</p> <p>(附則) この基準は令和4年12月1日から施行する。</p>